

## 社外役員又は社外役員候補者の独立性判断基準

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各号のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 社外役員に就任する前 10 年以内のいずれかの時における、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、併せて「当社グループ会社」という）の業務執行者。
  - (1) 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者、使用人をいう。（本基準において、以下同じ）
2. 当社グループ会社の主要な取引先又はその業務執行者。
  - (1) 当社グループ会社の主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
    - ① 当社グループ会社が製品、役務等を提供している取引先であって、直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の額を当社に支払っている者
    - ② 当社グループ会社に対して製品、役務等を提供している取引先であって、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の 2%以上の額を当社が支払っている者
    - ③ 当社グループ会社が借り入れを行っている金融機関であって、直近事業年度末における当社の連結総資産の 2%以上の額を当社に融資している者
3. 当社の大株主（総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者。
4. 当社グループ会社が総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者。
5. 当社グループ会社の会計監査人である監査法人に所属する者。
6. 当社グループ会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等。
  - (1) 当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。
  - (2) 多額とは、当社グループ会社から役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ていることをいう。本基準において、以下同じ。
7. 当社グループ会社から多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者。
8. 当社グループ会社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者。
9. 過去 3 年間に於いて上記 2~8 に該当していた者。
10. 上記 1~9 に該当する者が重要な者である場合において、その者の二親等以内の親族。
  - (1) 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の使用人、および監査法人に属する公認会計士、法律事務所に属する弁護士をいう。
  - (2) 離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は二親等以内の親族に含めない。